

第21回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年6月16日（火）16:00～16:20 危機管理防災センター本部会議室

- 司会 定刻になりましたので、ただ今から第21回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
- まず、「2 知事発言」につきまして、大野知事からお願いいたします。
- 大野知事 （別添「知事発言」のとおり。）
- 司会 続きまして、「3 議題」の「（1）新型コロナウイルス感染症の発生動向」について、保健医療部長から説明をお願いいたします。
- 保健医療部長 保健医療部でございます。それでは、資料の19分の4ページをお開きいただきたいと思っております。
- 感染症の発生動向ということですが、PCR検査等の現状でございます。ゴールデンウィーク以降は件数が伸びてございまして、それ以降、減少傾向でございましたが、このところは、横ばいといった状況にございます。
- 1枚めくっていただきまして、陽性率の推移でございます。陽性者数が減っております中、直近の陽性率は、1%未満の低位で推移をしております。
- もう1枚めくっていただきまして、6ページであります。陽性者数と退院・療養終了者数の推移で、日別ごとのものがございますけれども、東京都がこのところ連日40名以上の感染者が確認されている一方、埼玉県内におきましては、5月10日以降、新規の陽性者は、1桁もしくはゼロという状態が続いております。ただし、この直近1週間の陽性者数の合計は14人と、その前の週の4人から増加傾向にございますので、状況を注視していく必要がございます。
- 7ページを御覧いただきたいと思っております。今度は累計でございますけれども、昨日現在で、累計陽性者数は1,021人、そこから、退院や療養終了者などを除いた現在の患者数は22

人まで減少してきております。

もう1枚おめくりいただきまして、8ページでございます。病床使用率の推移でございますけれども、順調に患者数が減っているため、全体では3.5%に、重症患者においては6.7%と低い推移をしてきております。

もう一枚おめくりいただいて、9ページでございますけれども、孤発例の推移でございます。孤発例も割合が大きく上昇しておりますけれども、これは、全体の個数が少ないので、数件でも孤発例が発生すると影響が大きいということでございます。

もう1枚めくっていただきまして、市町村別の分布でございます。都心部、市街地、鉄道等に沿って感染者が広がっておりまして、この傾向は変わりありません。

もう1枚めくっていただきまして、11ページでございますけれども、直近2週間での発生状況でございますが、感染者が発生していない市町村がかなりのところに見受けられるようになってまいりました。私からは以上になります。

司会

続きまして、「(2) 施設の使用停止等の協力要請の解除について」、「(3) 酒類提供時間制限の協力要請の解除について」、併せて危機管理防災部長から説明をお願いいたします。

危機管理防災部長

それでは、12ページをお開きいただきたいと思います。「埼玉県における施設の使用停止等の協力要請の解除について」でございます。

現在、特別措置法の第24条の9項に基づきまして、6月18日までの期間で施設の使用停止等の協力要請を行っているところでございます。接待を伴う飲食業、ライブハウスなどについてでございます。これを県内の感染状況及び専門家の意見等を踏まえまして、解除をしたいと考えております。

なお、これらの業界団体が政府や専門家と協議を進めまして、感染防止対策に関するガイドラインを策定し、6月13日に、先週の土曜日でございますが、公表されているところでございます。

3にございますように、解除の日時は、明日6月17日の午前0時としたいと思っております。これは、今回解除になる施設については、より徹底した感染防止策が必要となるということから、前日からの解除としたところでございます。

4にございますように、協力要請の解除に当たりましては、

それぞれの営業形態に応じまして、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」や業界団体のガイドラインの継続的な実践など徹底した感染防止策を講じることを前提としています。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。「埼玉県における酒類提供時間制限の協力要請の解除について」でございます。

現在、酒類の提供時間につきましては、午後10時までとさせていただくよう協力を要請しているところでございますが、県内の感染状況及び専門家の意見などを踏まえまして、この時間制限を解除したいと考えております。

解除の日時につきましては、施設の使用停止の協力要請と同様に、明日6月17日の午前0時でございます。徹底した感染防止策を前提としております。説明は以上でございます。

司会

続きまして、「(4) 県立学校の臨時休業の対応について」、教育長から説明をお願いいたします。

教育長

はい。教育局でございます。資料の14ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の考え方について御説明をいたします。

県立学校につきましては、6月1日に学校を再開いたしまして、現在、分散登校中でございます。来週から通常登校に戻したいと考えております。これまで現時点では、感染者の報告は聞いていません。

それでは、1の「基本的事項」についてでございます。学校の臨時休業につきましては、3行目にありますとおり、特別措置法に基づくもの、感染症法に基づくもの、学校保健安全法に基づくものの3つの法律適用がございます。その中でも、学校保健安全法並びに感染症法に基づく臨時休業について考え方を整理したものでございます。

2の「児童生徒の出席停止等」につきましては、児童生徒の感染が判明した場合、または感染者と濃厚接触者に特定された場合には、校長が出席停止の措置を行います。なお、出席停止の期間につきましては、保健所等の助言を踏まえ、教育局と連携を図った上で校長が適切に判断をいたします。

また、児童生徒がPCR検査等で陰性となった場合でありましても、保健所等からの助言を踏まえ、一定期間の健康観察を経た上で、出席停止を解除することといたします。教職員の場合についても同様でございます。

3の「学校の臨時休業」につきましては、児童生徒や教職員の感染が確認された場合、次の4点を踏まえ、保健所等からの助言、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を判断いたします。

4つの観点とは、ここにございますように、①学校内における活動の態様、②接触者の多寡、③地域の感染拡大の状況、④感染経路の明否、でございます。これは、文部科学省から示された観点でございます。なお、保健所による調査の結果、感染症法上の対応が適当と判断された場合には、感染症法に基づく対応とし、対応することとなります。

4の「臨時休業から休業解除までの手順」につきましては、後ほど、別紙により御説明をいたします。

少しめくっていただきまして、16ページの5でございます。「市町村教育委員会への情報提供」に関しては、本会議において承認をいただいたのち、市町村教育委員会に情報提供をいたしまして、各市町村教育委員会において適切に御判断いただくこととしています。

それではおめくりいただきまして、17ページをお願いいたします。「臨時休業から臨時休業解除までの対応手順」について、概略を御説明いたします。

まず1番上に「感染症法による措置」、その右側に「学校保健安全法による臨時休業の措置」、「学校保健安全法による臨時休業の措置」の左側の下にある「プロセス1」でございます。

まず、「プロセス1」といたしまして、児童生徒、または、教職員が、PCR検査の対象となった場合、当該児童生徒には、校長が出席停止の指示を行います。学校では、この時点で、次のページにありますように、様式1を活用するなどして情報収集を開始いたします。併せて、この時点で保健所への連絡及び連携を図ることとなります。その際に、校長は、情報収集いたしまして、教育局に御報告することになっています。

なお、PCR検査の結果、陰性であった場合、保健所、学校医等の指導・助言を踏まえ、健康観察を経た上で校長が登校の時期の判断することとなります。「プロセス1」の下の※印でございます。欄外に注釈がございます。

続いて、感染が確認された場合には、その下の「プロセス2」によりまして、保健所の調査による濃厚接触者の特定と、検査結果が判明するまでの期間、学校の設置者であります教育委員会が、原則としてその学校全部を臨時休業といたします。

臨時休業の期間は、探知日から当面2日間を想定しております。その後の対応としては、保健所による調査の結果、感染症法による対応が適当と判断された場合には、左側にございますように、保健所の指示に基づく対応となります。

感染症法上の対応が必要ない場合には、学校保健安全法に基づくさらなる臨時休業の措置を検討するため、濃厚接触者の有無や濃厚接触者の対応等により、プロセスの3へ移行いたします。この手順の中ほどのところがございます。

具体的には、濃厚接触者がいる場合「3-1」、濃厚接触者がいない場合「3-2」、濃厚接触者はいないけれども、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合「3-3」に対応が分かれてまいります。

なお、「プロセス3-1」及び「3-3」における臨時休業の際の期間については、情報収集の結果や保健所、校医などの助言及び新型コロナウイルス感染者発生時の対応による校長の所見等を踏まえ、教育委員会が総合的に判断をいたします。

その下、「プロセス4」でございますけれども、臨時休業の解除につきましては、感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、PCR検査等の結果、全員陰性となり、保健所の助言から感染症の予防の必要はないと判断された場合には、教育委員会が臨時休業を解除いたします。

なお、先ほども申し上げましたけれども、欄外にありますとおり、児童生徒が濃厚接触者に特定され、PCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等の助言を踏まえ、健康観察を経た上で、出席停止を解除いたします。臨時休業の考え方については以上でございます。よろしく申し上げます。

司会

議題は以上となりますが、ほかに発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「4 訓示」につきまして、大野知事からお願いいたします。

大野知事

(別添「知事訓示」のとおり。)

司会

それでは、以上をもちまして、第21回新型コロナウイルス対策本部会議を終了いたします。どうもありがとうございました。